

みんなで
支える

介護保険



介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安や負担を、社会全体で支え合うことを目的とした社会保障制度です。

その財源は、40歳以上の人人が納める保険料と、市や国などが負担する公費（税金）。みんなで出し合って、介護が必要になった人は、費用の一部を負担するだけで、さまざまな介護サービスを安心して受けることができます。

介護保険料の決め方

介護保険料のうち、65歳以上の人人が納める保険料は、介護を必要とする人や介護施設の数などにより、基準額が定められています。

介護保険料は、この基準額をもとに、一人一人の収入額などを考慮して、所得段階別に決定しています。

本年度の基準額などは、昨年度と変更なく、上の表のとおりです。

65歳以上の人の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	基準額	負担割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人		0.45	26,200円
第2段階	世帯全員が非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		0.45	26,200円
特例第3段階	世帯全員が非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える120万円以下の人	58,300円	0.65	37,900円
第3段階	世帯全員が非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人		0.75	43,700円
特例第4段階	課税世帯で、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		0.95	55,400円
第4段階(基準額)	課税世帯で、本人が市民税非課税で、特例第4段階に該当しない人		1.00	58,300円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人		1.25	72,900円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満の人		1.50	87,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人		1.75	102,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人		2.00	116,600円

介護保険料の納め方

■ 65歳以上の人(第1号被保険者)
普通徴収と特別徴収の二つの納付方法があります。

▽ 特別徴収(年金からの差し引き)
65歳以上のは原則として、この特別徴収となります。次に(1)に該当する人は納付書などで納める普通徴収になります。
① 年金の年額が18万円未満の人
② 年金を受給していない人
③ 年度途中で所得段階が変更になります。

● 本府長寿福祉課(☎24-211内線535)	● 各総合支所健康福祉係 (大迫☎48-2111内線2 石鳥谷☎45-2111内線2 東和☎42-2111内線2)
11内線518	72、石鳥谷☎45-2111内線2 内線226、東和☎42-211内線244

- ④ 年度途中で転入してきた人
⑤ 新たに65歳になった人
△ 普通徴収(納付書や口座振替での納付)
納付書は7月上旬に発送。納期は年7回で、第1期の納期限は7月31日(木)です。
納付は市内各金融機関、本府收取課、各総合支所税務会計係のほか、コンビニエンスストアでも行えます。なお、口座振替を希望する人は、市内の各金融機関へお申込みください。

後期高齢 保険証



保険証・各種受給者証が 更新になります

75歳以上の方および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方に交付している「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の有効期限は7月31日です。

8月からの新しい保険証は、7月31日までに郵送します。届いたら記載事項を確認してください。

保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、受給している年金額などによって差し引きできない場合は、口座振替や

国保高齢 受給者証



納付書による支払い(普通徴収)となります。

年度の途中で徴収方法が変更となる場合があるので、保険料の納め方については、送付する納入通知書をご覧ください。

なお、納付書払いについては、昨年度からコンビニエンスストアでの取り扱いが可能となりました。

国保限度額 適用認定証

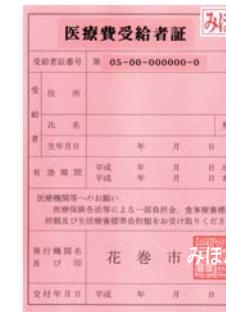


国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている方に交付している「限度額証」の有効期限は7月31日です。

適用・標準負担額減額認定証(認定証)」の有効期限は7月31日です。引き続き認定証を使用する場合は、8月中の申請手続きが必要です(8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります)。

※申請の際は、①被保険者証②世帯主名義の印鑑③1年内に90日以上入院した方は日数が確認

医療費 受給者証



乳幼児、小学生、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付している「医療費受給者証(受給者証)」の有効期限は7月31日です。

市では、所得などを確認し、手続き該当する方に8月からの新しい受給者証を7月31日までに郵送します。届いたら記載事項を確認してください。

ご注意ください!

有効期限が切れた被保険者証、受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから破棄してください。

問い合わせ

■ 後期高齢保険証、国保高齢受給者証、国保限度額適用認定証について

- ▷ 本府国保医療課 (☎24-2111内線535)
- ▷ 各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線142)
石鳥谷(☎45-2111内線228)
東和(☎42-2111内線222)

■ 医療費受給者証について

- ▷ 本府国保医療課 (☎24-2111内線534)
- ▷ 各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線144)
石鳥谷(☎45-2111内線227)
東和(☎42-2111内線221)

みんなで
支える